（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）の項及び大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の項中「から第十四号まで、第二十号、第二十六号」を「、第十五号、第十八号、第二十二号、第二十五号、第三十一号」に、「第二十七号又は第三十号」を「第三十二号又は第三十五号」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　西川　公也
国土交通大臣　太田　昭宏

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百八十四号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三百八十九号中「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三百八十九の二　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）

附　則

この政令は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。ただし、第三百八十九号の改正規定は、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十三号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

告　示

○宮内庁告示第十六号

平成二十七年新年祝賀の儀を次のように行われる。

平成二十六年十二月三日

宮内庁長官　風岡　典之

平成二十七年一月一日、天皇皇后両陛下は、宮中において次のように祝賀をお受けになる。

一　午前十時
皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、内親王及び女王

二　午前十一時
内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、内閣法制局長官及び内閣法制次長並びに以上の者の配偶者
衆議院及び参議院の議長、副議長、議員、事務総長、事務次長、法制局長及び法制次長、衆議院調査局長並びに国立国会図書館の館長及び副館長並びに以上の者の配偶者
最高裁判所長官、最高裁判所判事、最高裁判所事務総長及び最高裁判所事務次長並びに高等裁判所長官並びに以上の者の配偶者

三　午前十一時三十分
特記した認証官以外の認証官及び各省庁の事務次官等で宮内庁長官の指定する者並びに都道府県の知事及び議会議長並びに以上の者の配偶者

四　午後二時三十分
各国の外交使節団の長及びその配偶者

○
参列者は、各時刻の十五分前までに皇居に参入のこと。

服装
男子　燕尾服、紋付羽織袴又はこれらに相当する制服等（モーニングコートも可）
女子　ロングドレス、白襟（白羽二重の襟を重ねる）紋付又はこれらに相当する制服等
勲章着用

○外務省告示第三百五十六号

平成二十六年十一月七日にリマで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

平成二十六年十二月三日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ペルー共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とペルー共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　九十四億二千四百万円（九、四二四、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につきこの書簡の付表2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ペルー共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、ペルー共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずくこの書簡の付表3欄、4欄及び5欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　この書簡の付表5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、ペルーの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ペルー共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ペルー共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してペルー共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためペルー共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ペルー共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してペルー共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してペルー共和国において課される全ての財政課徴金及び租税であって、ペルー共和国の法令が認めるもの